

令和3年10月29日招集

10月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度10月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年10月29日(金) 午後2時から午後2時46分
- 2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室
- 3 出席委員 (18人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	13番	鈴木金一
16番	石塚絹代	17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆
19番	齋藤茂博				
9番	小林信夫	(農地利用最適化推進委員)			
19番	新保孝修	(農地利用最適化推進委員)			
- 4 欠席委員 12番 塚原幸夫 14番 別所正幸 15番 神田和博
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事
 - (1)農地部会所掌

議案第52号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第54号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
議案第55号	買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
 - (2)農政振興部会所掌

議案第53号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
--------	---------------------
 - (3)その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	伊藤洋	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主事	石井健一
管理係主査	遠藤文博				

7 会議の概要

<p>小林次長</p>	<p>それでは、これより10月定例総会を開会いたします。本日、12番塚原幸夫委員、14番別所正幸委員、15番神田和博委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は19名中16名で、新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、調査委員長として農地利用最適化推進委員の小林信夫委員、新保孝修委員からもご出席いただいております。よろしくお願いたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ、議長席へお願いたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。16番石塚絹代委員、17番田中さとみ委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、議長は会長が務めることになっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長又は部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長から、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、齋藤農政振興部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については私が議長を務めることにいたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長を鈴木農地部会長と交代いたします。</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>(鈴木農地部会長 挨拶)</p> <p>議事の都合上、追加の議案第54号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、同じく追加の議案第55号買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)、議案第52号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の伊藤です。 それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、両川地区で1件、亀田地区で1件の計2件です。買受適格証明願に関する意見決定が、大江山地区で1件、両川地区で1件、亀田地区で1件の計3件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で3件、両川地区で2件、横越地区で4件、亀田地区で3件の計12件です。今月の議案件数は合計で17件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第54号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご覧ください。1ページの両川地区第1号は、農地を贈与によって取得するものです。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、共同で農事組合法人を経営していますが、一部の農地を後継者へ贈与するため、申請にいたしました。申請地は、江南区嘉瀬の田1筆2, 185 m²で農用地区域内です。農事組合法人の経営面積は、約1,531.93aです。農業従事者は5名で、農作業経験に問題はありません。経営に供するべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。</p> <p>次の亀田地区第2号も農地を贈与によって、取得するものです。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、共同で農事組合法人を経営していますが、一部の農地を後継者へ贈与するため、申請に至りました。申請地は、江南区和泉町の樹園地7筆3,063 m²で、農用地区域内です。農事組合法人の経営面積は、約3,252.53aです。農業従事者は、6名で農作業経験に問題はありません。経営に供するべき農地は、</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>小林です。第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、農地法第3条の買受適格証明願が3件、農地法第5条許可申請が5件でした。</p> <p>初めに、追加議案第55号買受適格証明願に関する意見決定についてです。2ページの大江山地区1号は願出人から事情聴取しました。願出人は、経営規模拡大のため、新潟県が実施する公売に参加しようとして申請に至りました。申請地は江南区西野の畑1筆816㎡で農用地区域内です。願出人世帯の経営面積は、592.19aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、買受適格者として認められることから、落札した場合は速やかに、農地法第3条許可申請を行うよう指導しました。</p> <p>両川地区2号と亀田地区3号は、願出人が同一人であることから、2件まとめて願出人から事情聴取しました。願出人は、経営規模拡大のため、新潟地方裁判所が実施する競売に、参加しようとして申請に至りました。両川地区2号の申請地は、江南区酒屋町の田4筆1,543.18㎡と畑5筆537㎡で、農用地区域内です。</p> <p>亀田地区3号の申請地は、江南区丸潟の田5筆1,265㎡で、農用地区域内です。願出人世帯の経営面積は105.95aです。農業従事者は3名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、買受適格者として認められることから、落札した場合は速やかに、農地法第3条許可申請を行うよう指導しました。</p> <p>次に議案第52号農地法第5条許可申請についてです。1ページ大形地区1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、以前から実家近くに住宅の新築を計画しており、このたび父親所有の農地を無償で借り受け、個人住宅を建築するため今回の申請に至りました。申請地は東区海老</p>

ヶ瀬の畑2筆134㎡です。農地区分は、前面道路に水道管と下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設等が複数存在しているため第3種農地と判断しました。資金は借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

大形地区2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、手狭となったため、父親所有の農地を無償で借り受け、個人住宅を建築するため今回の申請に至りました。申請地は東区岡山の畑1筆413㎡です。農地区分は、住宅と事業用施設に囲まれた10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。資金は自己資金と借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

大形地区3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、手狭となったため、祖父の農地を無償で借り受け、個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は、東区下山2丁目の畑1筆284㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地のため、第3種農地と判断しました。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

両川地区4号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買で取得し、資材置場敷地に転用するものです。転用者は、江南区内で建設業を営んでおりますが、業務拡大により資材置場が不足しており、本社近くで十分な広さがあり、搬入、搬出に支障のない場所を探していたところ、申請地が見つかり、今回の申請に至りました。申請地は江南区平賀の田2筆1,747㎡です。農地区分は、申請地の周辺に10ha以上の農地が広がっているため第1種農地ですが、申請地の周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、許可できるものです。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に

	<p>対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>2 ページ両川地区 5 号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。転用者は、申請地の隣地で共済事業を行っていますが、今年 4 月に合併したことにより、職員数や公用車の台数が大幅に増え、既存の駐車場では収用台数が不足するため、今回の申請に至りました。申請地は、江南区和田の田 2 筆 2,767 m²です。農地区分は、申請地の北側に</p> <p>10 ha 以上の農地が広がっているため、第 1 種農地ですが隣接する既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の 2 分の 1 を超えないため、許可できるものです。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第 2 地域の報告をお願いします。</p>
第 2 地域調査委員長	<p>推進委員の新保です。第 2 地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第 5 条許可申請が 7 件でした。</p> <p>本日配布の議案第 5 2 号農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。議案書 2 ページ横越地区 6 号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を賃貸借権で設定し、仮設道路敷地に一時転用するものです。転用者は、新潟市の発注した下水道の調整池築造工事に伴い、隣接する農地の床堀及び畦畔の復旧作業で、仮設道路を設け工事を行うため、申請となりました。申請地は、江南区横越、田 1 筆 2,674 m²の内 432 m²です。農地区分は、農用地区域内にあるため、原則許可できませんが、仮設耕作物を一時的に使用することから、一時的な利用に該当し、不許可の例外規定にあたるため、許可できると判断しました。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に横越地区 7 号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農</p>

地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、交通の利便性や子育て環境、建築予算から申請地が最適であると判断し申請となりました。申請地は、江南区横越川根町2丁目、田1筆249㎡です。農地区分は、住宅や公共施設が連たんしていることから、許可できる第3種農地と判断しました。資金は、全額金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に横越地区8号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、交通の利便性や子育て環境、建築予算から申請地が最適であると判断し申請となりました。申請地は、江南区横越川根町2丁目、田1筆253㎡です。農地区分は、住宅や公共施設が連たんしていることから、許可できる第3種農地と判断しました。資金は、全額金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に横越地区9号は、転用者より事情聴取しました。農地を売買で購入し、露天駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。転用者は、隣地に有限会社田村工業所を経営していますが、現在の既存敷地が手狭となり、敷地拡張を目的に申請となりました。申請地は、江南区駒込1丁目、田1筆1,194㎡です。農地区分は、西側一帯が概ね10ha以上の規模の農地区域にあり、原則許可できない第1種農地ですが、拡張に係る申請地の面積が、既存敷地の2分の1を超えない面積であることから、既存敷地の拡張に該当し、不許可の例外規定にあたり、許可できるものと判断しました。資金は全額自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に亀田地区10号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を祖父より借り、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、以前より新居を検討していましたが、祖父所有の申請地を提案され、実家にも隣接し都合も良いことから、申請となりました。申請地は、江南区長湊1丁目、畑3筆286㎡です。農地区分は、住

	<p>宅や施設等が連たんしていることから、許可できる第3種農地と判断しました。資金は全額金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に亀田地区11号は、転用者の代理人より事情収取しました。農地を売買で購入し、特定建築条件付売買予定地として、転用するものです。転用者は、不動産業を営んでおり、市街地への交通アクセスが良いこと、複合施設も近いことから、子育て世代の需要を見込んでの申請となりました。申請地は、下早通1丁目、畑1筆469です。農地区分は、申請地西側が集団的に存在する農地で、概ね10ha以上の規模の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則不許可ですが、転用目的が分譲住宅で集落にも接続して建設されることから、不許可の例外規定にあたり許可できるものと判断しました。資金は全額自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に亀田地区12号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、将来、住宅を建築するため色々見て回りましたが、申請地との話がまとまり申請となりました。申請地は、江南区砂山1丁目、畑1筆175㎡です。農地区分は、水道管、公共下水道が埋設されている沿道に面し、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存在することから、許可できる第3種農地と判断しました。資金は、全額金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ただいまの事務局並びに調査委員長の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより議案第5</p>
議長(農地部会長)	
議長(農地部会長)	

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>4号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。1ページ2号は、出席委員の関係案件でありますので、議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(1番 虎澤栄三委員 退室)</p> <p>1ページ2号について、審議いたします。許可相当と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定します。関係の委員から入室していただけてください。</p> <p>(1番 虎澤栄三委員 入室、着席)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>次に、ただ今先議いただきました案件以外について、審議いたします。許可相当と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、先議案件とあわせて事務局から市長へ回答をお願いします。次に、議案第55号買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)、審議いたします。適格相当と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、適格相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、議案第52号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の4ページから12ページになります。大形地区で1件、曾野木地区で2件、両川地区で6件、横越地区で27件、亀田地区で3件の計39件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の13ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大形地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計3件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の14ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の4件について、照会がありました。石山地区で2件、鳥屋野地区で1件、亀田地区で1件の照会で非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の15ページをご覧ください。石山地区で2件、大形地区で1件、曾野木地区で1件の計4件2,385.49 m²の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の16ページ、17ページをご覧ください。石山地区で2件、大形地区で3件、亀田地区で3件の計8件1,993.4 m²の</p>

議長(農地部会長)	<p>届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を齋藤農政振興部会長職務代理者と交代いたします。</p>
議長(農政振興部職務代理者)	<p>(齋藤農政振興部会長職務代理者 挨拶)</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。議案第53号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>振興係の八百板です。別冊の議案第53号について、説明いたします。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、1件727㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が大形地区1件で面積が727㎡です。次ページをご覧ください。こちらは、利用権設定による契約内容となっています。相対で新規契約した案件で、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を現金で支払うことで合意した内容となっています。次ページをご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。今回の件数ですが、両川地区1件、大江山地区4件、横越地区82件、亀田地区4件で面積は617,250㎡です。2ページをご覧下さい。1号、4号から7号、10号から17号、19号は経営転換協力金に係る案件で、貸人の離農のため中間管理機構へ貸付けする案件です。20号から91号は地域集積協力金にかかる案件です。土地改良費を借り手が負担するのは、3号、8号から11号で、それ以外は貸し手が負担します。賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。なお、賃借料記載欄に、金額が表示されていない案件があります。これは、機構に貸し付けた農地を話し合いに</p>

	<p>よる利用配分により、出し手自身に集約化されたことに伴い、賃借料が0円となったため、金額が表示されていません。次をめくっていただいて、最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については、一番下段に記載しているとおり、11月15日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより別冊議案第53号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議に入ります。今回は、委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊14ページ62号は、出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(農事組合法人エフ小杉副代表 13番 鈴木金一委員 退室)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>別冊14ページ62号について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(農事組合法人エフ小杉副代表 13番 鈴木金一委員 入室、着席)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>次に、ただ今先議いただきました案件以外について、審議いたします。原案のとおり承認することに、異議はありませんか。皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p>

農政振興係長	<p>次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>別冊の報告事項について、説明いたします。1ページから19ページをご覧ください。この計画案については、先ほどの議案第53号の貸し手が機構に賃借した農用地を受け手に利用配分する計画案となっています。続きまして、20ページをご覧ください。こちらは、中間管理権の移転の案件です。1号は、地域集積協力金にかかる案件です。2号と3号は上作交換で、農作の効率化のため双方で合意した案件になります。なお、いずれの案件も、移転を受ける者は、契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後に、市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、12月末に県の公告を予定していません。以上、報告を終わります。</p>
議長(農政振興部会長 職務代理人)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理人)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>鈴木農地部会長、齋藤農政振興部会長職務代理人、ありがとうございました。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>ございませんか。なければ、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日、お配りした資料1令和3年11月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。農地法関係の許可・届出ですが、2日、</p>

	<p>12日、22日が届出の締切日、9日が許可申請の締切日となっております。15日は、午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。22日は、新潟県農業委員会大会が、午後1時30分から朱鷺メッセのメインホールで行われます。約半数の委員が参加されます。25日は、午後1時15分から入札室で東ブロック対策委員会が、また301会議室では南ブロック対策委員会が、開催されます。午後2時から第1地域調査委員会が入札室で予定されております。26日は、午後1時15分から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で開催され、午後2時から第2地域調査委員会が予定されております。11月定例総会は、30日火曜日、午後4時から302会議室で開催させていただきます。以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただ今、事務局から報告、説明がありましたことについて、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他に事務局からありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他にないようですので、以上で10月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 石塚絹代

署名委員 田中さとみ
